

2008年度 学校祭文化常任委員会規制

ぶんかじょうにんいんかい

文責：文化常任委員会

広報について

- ・学校祭に関する広報物は文化常任委員会の許可を得なければならない。
- ・広報物の申請に対する許可は文化常任委員会の権限とし、その最終決定権は文化常任委員長が持つものとする。

1、〈ポスター・看板・横断幕〉

	ポスター	看板	横断幕
大きさ・量	・ B5 で 20 枚分まで ・ B5、B4、A4 のみ	・ 3 つまで ・ 182×91cm 以下 (ボードの大きさ)	・ 1 枚のみ ・ 布製のみ ・ 110×760cm 以下 (窓の幅)

掲示場所・ 掲示方法	・スチール製の壁…養生テープのみ ・掲示板…画鋸のみ ・階段の外周の手摺…紐のみ（掲示方法は下記①を参照する） ・階段の垂直面（蹴上、蹴込）…養生テープのみ（1段分でB5 1枚分とする） ※掲示する際には下記の関連事項をよく読むこと。	・通行に支障をきたす場所、設置するのに危険な場所での掲示は禁止（苦情が出た場合は文化常任委員長の判断で撤去する） ・横断幕の校門付近の設置は禁止
	・掲示する際には掲示板では画鋸、スチール製の壁、階段の垂直面（蹴上、蹴込）では養生テープ、階段の外周の手摺では紐を使用し、それ以外による掲示を認めない。 ・①ポスターを階段の外周の手摺に掲示する際は、手摺の金属部分から紐で垂らす。このときポスターの上端は手摺の木製部分の下端から10cm以上離す。テープ等の使用は認めない。 ・掲示場所の使用は基本的に先着順だが、文常の判断により各発表団体との話し合いを介して場所を変更してもらう場合がある。	
申請期間	・9/1（月）～9/22（月）（ただし土日、祝日を除く）の昼休み、または放課後から1時間のみ ・申請時は必ず申請する実物を持参し、生徒会室前の文化常任委員会BOXの中にある申請用紙に必要事項を記入して提出する。 ・この申請期間中にビニールシートの貸し出しを行う。 ・申請期間終了後の申請は原則として認めない。	
掲示期間	・9/16（月）～10/2（木）（10/2（木）の放課後には全てのポスターを処分する）	・原則として文化祭当日のみ ・文化常任委員会の許可で前日からの掲示を許可する。

2、〈垂幕・のぼり〉

- ・垂らしたときの階下への影響を考慮して、各発表団体において垂幕の作製は禁止とする。
- ・校舎の天井を傷つける恐れがあるため、各発表団体においてのぼりの作製は禁止とする。

3、〈パンフレット〉

- ・パンフレットとは参加、体験者向けに発表場所入り口等で配布するものをいう。よって、広報物ではないが申請期間等が他の広報物と同じであるためここに記述する。
- ・広報目的に作製されたポスター、看板以外の紙片はビラと定義しその作製、配布を認めない。
- ・パンフレットの申請期間は他の広報物のものと同じとする。「1、〈ポスター・看板・横断幕〉」にて記載。
- ・パンフレットは文化祭当日、発表場所内部または入り口でのみの配布とする。

4、〈その他〉

- ・上記以外の広報物についても文常に申請し、許可を得る。
- ・違反のある広報物は文常の判断で処分する。
- ・通行に支障をきたす場所、設置するのに危険な場所での掲示は禁止し、苦情が出た文常の判断により撤去するものとする。
- ・印刷を書記局に依頼する場合は、書記長および書記局員の指示に従う。

ようじょう

5、〈養生テープ〉

ようじょう

- ・養生テープとは緑色で剥がしたときに後が残りにくいテープであり、各発表団体が生徒会顧問団へ申し出るにより購入できる。その購入は生徒会顧問団室で行う。一度に2巻き以上購入せず、なくなったらその都度購入する。
ようじょう
- ・窓ガラス、スチール製の壁へのテープ類の使用は養生テープのみとする。
- ・養生テープを窓ガラスへ使用する際は「準備作業・発表について」の「4、〈窓ガラスへのテープの使用〉」を参照するものとする。

6、〈禁止事項〉

- ・文化祭当日の広報目的での校内放送の使用。
- ・来校者の受付、他の発表団体の活動等に支障をきたす広報活動。
- ・各発表団体においての垂幕、のぼり、ビラの作製、配布。
- ・校門付近での横断幕の設置。
- ・企業や予備校等の宣伝をするのと引き換えに資金援助を受けること。

- ・文化祭参加者等に対して迷惑、危険等を及ぼすこと、もの。
- ・通行に支障をきたす場所、設置するのに危険な場所での掲示、活動。

準備作業・発表について

1、〈作業場所、時間について〉

	作業終了時間	音の響くもの、 ^{かなづち} 金槌等の使用時間
2階	～16:45	7:20～16:45 (授業時間は除く) ※屋外での使用に限る。
3, 4階	～17:15	
校舎外	～17:45 (完全下校18:00)	

- ・作業終了時刻から15分以内に教室を明け渡す。
- ・定時制を考慮し、17:00以降の中央階段、HR105～109前の廊下の通行は禁止とする。
- ・土日祝日の校内での作業は禁止とする。
- ・9/25(木)、26(金)のみ作業時間を18:45までとし、完全下校を19:00とする。

2、〈道具、資材などの保管場所について〉

HR	保管場所
HR101～104	教室のみ
HR201～209	
HR105～109	2階生徒サロンのみ
HR301～309	教室、4階生徒サロン

- ・HR発表のための道具、資材などの保管場所は原則として教室とする。
- ・複数の発表団体が使う保管場所ではどの発表団体のものであるかを分かるようにし、破損、紛失のないようにする。

3、〈屋内、屋外での作業、発表についての注意事項等〉

	屋内	屋外
--	----	----

塗装	- 水性絵の具、ポスターカラーのみの使用とする。 <u>ビニールシートまたは新聞紙を敷いて作業を行う。</u>	- 屋外では基本的に屋内で行えない作業で行う。 - 左記以外の塗料、水性ペンキも使用できる。 <u>ビニールシートを敷いて作業を行う。</u> - 塗料の付いたはけ等を洗う際は<u>図書館下（下駄箱のある場所）、武道場横の外の流し場</u>を利用する。
準備作業、発表、その他	禁止事項 - 塗料類の窓ガラスへの使用。 - 中庭、テラス等のタイル張りの場所でのタイルを傷つける恐れのある作業。 <u>油性ペンキ等のとれにくい塗料の使用</u> <u>スプレー塗料の使用</u>	- 中庭でのタイルを傷つける恐れのある作業、保管。 <u>ピロティー（鯨光館裏・プール下）での保管、発表。</u> <u>中庭、テラス等のタイル張りの場所でのタイルを傷つける恐れのある作業。</u>
	- スチール製以外、石膏製、木製等の壁への貼り付け。 <u>天井への貼り付け。</u> - 黒板へのテープ類の使用。 - 掲示板への掲示以外への画紙の使用。 <u>天井、蛍光灯に接触するおそれのあるものの使用。</u> - のこぎり、金槌等の校舎を傷つけるおそれのある工具の使用。 水、石、ペンキの使用。 糊、ボンド等が床に付くような使用方法による使用。	
	- 火気の使用。（模擬店は例外とする） <u>発泡スチロールの使用。</u>（清掃が困難になるため） - 通行の支障、通行人への危険が伴うような廊下での準備作業、道具、資材などの保管。 - 校舎を傷つける、あるいは人に危害を加えるおそれのある行為。	

	注 意 事 項	・教室の装飾は前夜祭後に行う。※その際、分科会、討論会のことを配慮する。 ・教室のコンセントを使用する電気器具は文化祭実行委員会に届け出て許可を得た上で使用する。 ようじょう ・窓ガラス、スチール製の壁へのテープ類の使用は養生テープのみとする。 ・掲示板には画鋏を使用する。 きんぞくかん ・天井に何かを固定するときは天井についている金属環をしようする。 ・扉、カーテンをはずす場合はどこのものかを明示し、損失、破損のないようにする。 ・文化祭実行委員会の貸し出す暗幕は文化祭実行委員会の許可なしに裁断、着色等しない。
--	------------------	---

4、〈窓ガラスへのテープの使用〉 ようじょう

- ・窓ガラスへ養生テープを使用する場合は文化祭の前日の準備時から認める。
- ・テープを剥がすときは糊残りがしないよう十分に気をつける。
ようじょう
- ・窓ガラス、スチール製の壁へのテープ類の使用は養生テープのみとする。

5、〈スプレー塗料の使用〉

- ・スプレー缶の処分が学校でできないうえ清掃等が困難であるため、校内でのスプレー塗料の使用を禁止する。
- ・周辺住民に迷惑がかかるため、新出来公園等でのスプレー塗料の使用を禁止する。

6、〈ボード製作〉

- ・製作場所は外バレーコート、鯨光館裏とする。

作業については「3、〈屋内、屋外での作業、発表についての注意事項等〉」を参照するものとする。

7、〈規制違反〉

- ・規制違反のある製作物（ポスター、装飾等）を文化常任委員長の判断により撤去する。
- ・塗料、工具等についての違反には、注意、勧告し改善を促すが、改善の余地が見られない場合は没収する。
ぶん か じょうにん い いんちょう

- ・その他最終的な判断は文化常任委員長が行う。

